

サイバーだより



令和4年9月27日第10号

長野県警察本部
サイバー犯罪捜査課
026-233-0110



被害多発！スマホ決済の不正利用！



スマートフォンを利用するキャッシュレス決済の一つ「スマホ決済」は、手軽さから広く普及していますが、近年第三者のなりすましによるサービスの不正利用や連携する銀行口座からの不正な引き出しによる被害が多発しています。



被害事例①

○アカウントの乗っ取り

フィッシングメール・サイトやウイルス感染の被害、パスワードリスト攻撃などによる不正な手段で入手したアカウント情報で、各種通信キャリアのアカウントを乗っ取り、利用者になりすまして不正利用される被害です。



○対策

- ・多要素認証等の設定を有効にする。
(通常のID、パスワードに加え、指紋などの生体認証、ハードウェアトークンによる認証)
- ・パスワードは使い回さず、長く複雑で推測されにくい強固なものに設定する。

被害事例②

○落としたスマホで不正チャージ

過去には、拾ったスマートフォンでスマホ決済サービスに不正チャージした者が電子計算機使用詐欺容疑で逮捕されています。被害者はスマートフォンの紛失に気が付いたあと、携帯電話会社に連絡し、通話や通信機能の使用を不能にしていたが、スマホ決済サービスの利用はそのままにしておき、被害を受けてしまいました。



○対策

- ・生体認証や複雑なパスワードによる画面ロック等のセキュリティ対策を実施。
- ・紛失時には、通話や通信機能の他、スマホ決済サービスの利用停止措置を実施。



覚えのない通知がきたら不正利用を疑い、直ちに携帯電話会社に連絡、警察に通報してください！



サイバー犯罪対策アドバイザーのコラム

長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザー
株式会社ラック長谷川長一先生からの寄稿

電話番号さえ知っていれば簡単にメッセージが送れるSMS（ショートメッセージサービス）を利用した偽メッセージを送る詐欺が増加しています。荷物の不在通知、料金や会費の未払いの請求、最近では国税庁を騙り、未払い税金の請求をするものもあります。身に覚えのないSMSは無視しましょう。

～お知らせ～

中小企業や医療機関向けにサイバーセキュリティ講話を行っています。講話を希望される方は、サイバー犯罪捜査課(026-233-0110)まで御連絡をお願いします。



過去のサイバーだよりは、こちらに掲載しています！（長野県警察公式ホームページ）

